

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年2月3日(水)に、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内4867例目であり、新たにクラスター感染(集団感染)が1件発生しています。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来(※)
4867	20	東広島市	2月4日(発症日) 発熱, 鼻汁, 嗅覚異常	2/3	調整中	《医療機関内クラスター関連》 ・県外往来なし

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・再陽性の患者はいません。

《医療機関内クラスターについて》

東広島市内の医療機関において、5名の患者(入院者3名, 職員2名)が発生。

(これまでの検査結果)

(単位: 人)

区分	対象者数	PCR検査実施	PCR検査結果		公表番号
			陰性	陽性	
入院者 [※]	26	24	21	3	県内4829～4831
職員	106	94	92	2	県内4860, 4867
合計	132	118	113	5	

※ 1月29日時点で入院していた者(その後、退院した者を含む。ただし、退院後等において当該医療機関以外で感染したと推定される者を除く。)

【県民、事業者の皆様へ】

- 人と人との接触機会を低減してください(外出機会を半分に減らし、外出時間も短縮(通学や医療機関の受診は制限しない)、徒歩・自転車通勤・時差出勤などによる通勤時の接触の削減、出勤者割合について7割削減を目標として実施)。
- 家庭内及び職場内における感染防止対策を強化してください。
- 他地域への移動を自粛してください(緊急事態制限地域との往来は最大限自粛、感染拡大地域から及び同地域への往来は慎重に判断、広島市と広島市外との往来は最大限自粛(通勤・通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者などを、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。